

補助金等調書

(2-1)

番号	15	担当課名	農政課	補助開始年度	平成22年		
補助金等の名称	飼料用米等拡大支援事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市農林振興対策事業補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成31年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		2,558,000	15,282,000	12,376,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金		1,539,000	2,269,000	2,023,000
			その他				
			一般財源		1,019,000	13,013,000	10,353,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		2,558,000	15,282,000	12,376,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		2,558,000	15,282,000	12,376,000	
		その他					
		合計		2,558,000	15,282,000	12,376,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	<p>水稻以外の農作物の作付けや新規需用米、加工用米への転換により、米の需要と供給のバランスを図り、水田のさらなる有効利用の促進と、併せて食料自給率の向上を図るとともに将来にわたり持続できる水田農業の確立を目指す。</p>
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	<p style="text-align: center;">(20,699千円)</p> <p>(県補助金) 3円×786,000㎡= 2,358,000円 (飼料用米・主食用品種) 1.5円×214,000㎡= 321,000円 (飼料用米・多収品種) 1.5円×163,000㎡= 244,500円 (ホールクローブサイレージ) (市補助金) 15円×786,000㎡=11,790,000円 (飼料用米・主食用品種) 15円×214,000㎡= 3,210,000円 (飼料用米・多収品種) 15円×163,000㎡= 2,445,000円 (ホールクローブサイレージ) 1.5円×220,000㎡= 330,000円 (加工用米)</p>
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	<p style="text-align: center;">飼料用米主食用品種(48.9ha)、飼料用米多収品種(34.6ha)、ホールクローブサイレージ(20.3ha)、加工用米(14.6ha) (15,282千円)</p> <p>(県補助金) 3円×488,524㎡= 1,453,000円 (飼料用米・主食用品種) 1.5円×345,565㎡= 513,000円 (飼料用米・多収品種) 1.5円×202,740㎡= 303,000円 (ホールクローブサイレージ) (市補助金) 15円×834,089㎡=12,494,000円 (飼料用米) 15円×202,740㎡= 303,000円 (ホールクローブサイレージ) 1.5円×145,725㎡= 216,000円 (加工用米)</p>
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	<p>国・県・市の補助額が充実している飼料用米多収品種の取組者及び取組面積が年々増加していることから、飼料用米主食用品種で取り組んだ農業者が飼料用米多収品種に移行していると考えられる。 そのため、本補助金を交付することにより、飼料用米多収品種を取り扱う農業者の定着及び面積拡大の一助となっている。</p>
	⑤ 補助金交付の終期の用途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
<p>平成31年度において廃止予定であるが、今後の方向性については、年々変化する米の価格動向や国や県、他市町村の動向を注視し、その時点における判断を都度行っていく。</p>	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
<p>平成30年度において10アール当たりの補助率を「飼料用米 15,000円(1,000円未満切り捨て)」から「飼料用米(主食用品種) 20,000円(1,000円未満切り捨て)」及び「飼料用米(多収品種) 7,500円(1,000円未満切り捨て)」に見直しを行った。 今後の方向性については、年々変化する米の価格動向や国や県、他市町村の動向を注視し、その時点における判断を都度行っていく。</p>	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
産業や観光の発展に寄与するもの	
<p>市の農業の維持は、地域の食を支えることその他、経済への波及や防災等の多面的な効果を持続させる意味をも持つ。当補助金において飼料用米等の新規需要米及び加工用米を推進することで、市として地域農業を支えていく事は、地域の公共性・公益性に資する。</p>	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	平成30年5月14日に当市において開催された「平成30年産の飼料用米等の拡大に向けた意見交換会」にて、国及び県から新規需要米等の推進拡大をしていく旨の意見を賜ったことを受け、新規需要米等の更なる拡大には、当補助金の維持が必要であると考えられるため。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	飼料用米等拡大支援事業補助金
-------	----------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	麦 18,000円以内/10a 大豆 18,000円以内/10a 飼料作物 15,000円以内/10a WCS用稲 15,000円以内/10a 地域振興作物 10,000円以内/10a 団地化加算助成 10,000円以内/10a （1ha以上～4ha未満） 団地化加算助成 15,000円以内/10a （4ha以上(大豆以外)） 団地化加算助成 18,000円以内/10a （4ha以上） 土地利用集積助成 5,000円以内/10a 加工用米 1,600円以内/俵 米粉用米 15,000円以内/10a 飼料用米(専用品種) 15,000円以内/10a 飼料用米(主食用品種) 14,500円以内/10a	
佐倉市	麦 主食用米との格差1/2を補填 大豆 主食用米との格差1/2を補填 WCS用稲 主食用米との格差1/2を補填 飼料用米 主食用米との格差1/2を補填 米粉用米 主食用米との格差1/2を補填 加工用米 主食用米との格差1/2を補填 備蓄米 主食用米との格差1/2を補填 えだまめ・とうもろこし・まこもたけ 主食用米との格差1/2を補填	ただし、15,000円/10a以内
四街道市	なし	
八街市	なし	
富里市	非公表	
白井市	なし	
印西市	飼料用米(多収品種) 7,500円/10a 飼料用米(主食用品種) 20,000円/10a 加工用米 1,500円/10a WCS用稲 1,500円/10a	

他.36件

第4号様式(第13条)



平成29年12月11日

補助事業等実績報告書

印西市長 板倉 正直 様

住所

補助事業者 氏名

印西市補助金等交付規則第13条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指今年月日	平成29年 12月5日	指 令 番 号	印西農政指令第 21 号
補 助 事 業 年 度	平成29年度	補助金等の名称	印西市農林振興対策事業補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	飼料用米等拡大支援事業 (飼料用米等生産拡大支援型)		
補 助 事 業 等	名 称	平成29年度飼料用米等拡大支援事業	
	施 行 場 所	印西市浦部地先他	
着手年月日	平成29年11月17日	完了年月日	平成29年12月10日
交 付 決 定 額	373,000 円		
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 内 容	水田を有効活用し、湿田でも作付が可能な新規需要米、加工用米及びホールクroppサイレージ用稲の取組により、国内飼料の増産を促すことを目的とする。		
添 付 書 類	1 収支決算書 2 千葉県水田自給力向上対策事業交付対象地一覧 (ただし、交付申請時と変更がある場合のみ)		

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

飼料用米等拡大支援事業収支決算書

[収入の部]

科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
県補助金	30,000	30,000	0	0	
市補助金	343,000	343,000	0	0	
その他	0	0	0	0	
合 計	373,000	373,000	0	0	

[支出の部]

科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
県補助金	30,000	30,000	0	0	
市補助金	343,000	343,000	0	0	
その他	0	0	0	0	
合 計	373,000	373,000	0	0	

改正

平成20年12月16日告示第155号
平成21年3月11日告示第19号
平成21年7月13日告示第93号
平成21年10月1日告示第112号
平成22年3月17日告示第50号
平成22年10月5日告示第195号
平成23年2月25日告示第15号
平成23年3月31日告示第30号
平成24年2月9日告示第9号
平成24年3月30日告示第67号
平成24年10月18日告示第142号
平成25年3月29日告示第49号
平成26年3月27日告示第37号
平成26年6月1日告示第87号の2
平成26年10月3日告示第121号
平成27年4月1日告示第88号
平成27年6月29日告示第113号
平成28年3月29日告示第51号
平成29年2月3日告示第4号
平成29年3月27日告示第33号
平成30年3月30日告示第76号

印西市農林振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農林業の振興及び生産基盤の整備を図るため、個人又は団体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(種目、経費、補助率等)

第2条 前条に規定する事業の種目、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもののほか、市長が必要と認めたときは補助の対象とすることができるものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

3 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村植物防疫協会補助金交付要綱(平成20年印旛村告示第12号)、印旛村農業用廃プラスチック処理対策事業補助金交付要綱(平成20年印旛村告示第10号)、印旛村森林機能強化対策事業補助金交付要綱(平成20年印旛村告示第13号)、本埜村植物防疫協会補助金交付要綱(平成20年本埜村告示第7号)、本埜村農業振興連絡協議会補助金交付要綱(平成20年本埜村告示第12号)、本埜村農業用廃プラスチック対策推進協議会補助金交付要綱(平成20年本埜村告示第9号)、本埜村農業用排水路掘削補助金要綱(平成20年本埜村告示第13号)又は森林機能強化対策事業補助金交付要綱(平成21年本埜村告示第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年12月16日告示第155号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日告示第19号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年7月13日告示第93号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日告示第112号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日告示第50号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月5日告示第195号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年2月25日告示第15号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第30号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月9日告示第9号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第67号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月18日告示第142号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第49号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日告示第37号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の印西市農林振興対策事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年6月1日告示第87号の2)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の印西市農林振興対策事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年10月3日告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第88号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表13の項の改正規定は、同年5月29日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日告示第113号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成28年3月29日告示第51号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月3日告示第4号)

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成29年3月27日告示第33号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第76号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第2条)

番号	補助対象事業	補助の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1	植物防疫事業	病虫害防除の広域的な協同実施により、農業経営の安定及び品質の向上を図る。	植物防疫協会連合会	ヘリコプターチャーター料	補助対象経費の3分の1以内の額
2	家畜防疫事業	家畜伝染病	家畜防疫協会	(1)家畜伝染	補助対象経費

	業	等の予防、発生及び蔓延防止並びに畜産に起因する環境汚染の予防及び防止を図る。	会	病予防法（昭和26年法律第166号）による予防接種並びに環境汚染の予防及び防止に要する経費	の2分の1以内の額
3	農業用廃プラスチック処理対策推進事業	農業用廃プラスチックの円滑な回収及び適正な処理を推進し、農村環境の保全及び農業の健全な発展を図る。	農業用廃プラスチック対策協議会	農業用廃プラスチックの適正処理に要する経費（処理費、需用費、役務費及び運搬費）	処理費については、3分の2以内の額。その他の補助対象経費については、2分の1以内の額
4	小規模土地改良事業	農業生産基盤の整備の拡充及び農業生産の向上を図る。	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により指定された区域にある農地において、農業者が実施する受益面積10アール以上で事業費が10万円以上又は共同施行農業者（2人以上）が実施する受益面積	用排水路の補修、揚水施設（新規に設置する施設に限る。）及び暗渠排水施設の整備及び農地の区画を整地、整理に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、農業者の場合50万円、共同施行農業者の場合70万円を限度とする。

			が50アール以上の事業		
5	県単森林整備事業	森林の適正な整備を行うことにより、優良な森林を造成する。	市内に山林を所有する者で、千葉県造林補助事業の交付決定を受けているもの	千葉県林業関係事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県林業関係事業補助金交付要綱に準ずる。
6	印西農産物地産地消推進事業 (1)農産物加工促進事業 (2)農産物販売促進事業	市内農産物の地産地消を推進するため、加工から販売までを支援することにより、園芸産地の活性化を図る。	(1)農業協同組合 (2)農業法人(農事組合法人等) (3)生産者3戸以上を含む組織団体 (4)市内農産物直売所	(1)農産物加工に要する加工機械整備費 (2)次に掲げる経費 ア農産物の販売促進に係る資材費 イ農産物の販売促進資材作成に係る版代	(1)補助対象経費の2分の1以内の額 (2)次に掲げる経費 ア補助対象経費の3分の1以内の額 イ補助対象経費の3分の1以内の額
7	有害獣被害防止対策事業	有害獣からの被害防止対策を実施することにより、農作物の被害を最小限に食い止め農業生産の向上を図る。	市有害鳥獣被害防止対策協議会	有害獣の被害防止対策に要する経費	千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金に準ずる。
8	飼料用米等拡大支援事業 (1)担い手水田利活	水田を有効活用し、営農の効率化・低コスト化を図り、また主	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。ただし、

	用高度化 対策事業 (2)飼料用 米等生産 支援事業 ア 定着 支援型 イ 拡大 支援型	食用水稻以 外の農作物 の作付によ り、米の需要 と供給のバ ランスを図 るとともに、 食料自給率 の向上を図 る。			(2)飼料用米 等生産支援事 業については、 10アール当た り、次に掲げる 額を加算した 額とする。 (ア) 飼料用 米(主食用品 種) 20,000 円(1,000円 未満切り捨 て) (イ) 飼料用 米(多収品 種) 7,500 円(1,000円 未満切り捨 て) (ウ) 加工用 米 1,500円 (1,000円未 満切り捨て) (エ) ホール クroppサ イレージ用 稲 1,500円 (1,000円未 満切り捨て)
9	経営所得安 定対策等推 進事業	経営所得安 定対策の加 入推進を図 る。	印西市農業 再生協議会	経営所得安定 対策の推進活 動に要する経 費(報償費、旅 費、需用費、委 託費、助成費、 法人化設立交 付金等)	千葉県経営所 得安定対策等 推進事業費補 助金交付要綱 に準ずる。
10	園芸産地生 産力強化支	市内の産地 の生産力を	「輝け!ち ばの園芸」次	「輝け!ちば の園芸」次世代	補助対象経費 の2分の1以

	援事業	強化及び拡大をするため、高品質かつ安定的な生産販売体制の整備に対して支援し、多様な消費者ニーズに的確に対応できる産地の確立を図る。	世代産地整備支援事業補助金交付要綱に準ずる。	産地整備支援事業補助金交付要綱に準ずる。	内の額
11	園芸施設省エネルギー化推進事業	施設園芸の省エネルギー化を推進し、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図る。	園芸施設省エネルギー化推進事業補助金交付要綱に準ずる。	園芸施設省エネルギー化推進事業補助金交付要綱に準ずる。	補助対象経費の4分の1以内の額
12	飼料用米・加工用米等流通加速化事業	作付面積及び流通量の拡大が予想される飼料用米、米粉用米及び加工用米の流通に関して、農家負担の軽減と実需者が求める流通体制の整備を図る。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。